

チーム 新・湯治

令和 4 年度新・湯治の効果に関する

協同モデル調査業務

公 募 要 領

令和 4 年 1 月

環 境 省

目 次

1. 新・湯治の効果に関する協同モデル調査業務の概要	1
1-1 業務の目的	1
1-2 業務内容	2
(1) 業務の流れ	2
(2) 募集内容	2
(3) 調査応募資格	3
(4) 採択するモデル調査数及び金額	3
(5) モデル調査実施にかかる経費について	3
(6) 事業内容の発表等について	4
2. 申請方法及びモデル調査の選定について	6
2-1 申請方法	6
(1) 申請にかかる書類	6
(2) 募集期間	6
(3) 業務実施期間	6
(4) 応募書類の提出先・問い合わせ先	6
2-2 モデル調査の選定方法	7
(1) 選定方法	7
(2) 選定後の留意点	7

1. 新・湯治の効果に関する協同モデル調査業務の概要

1-1 業務の目的

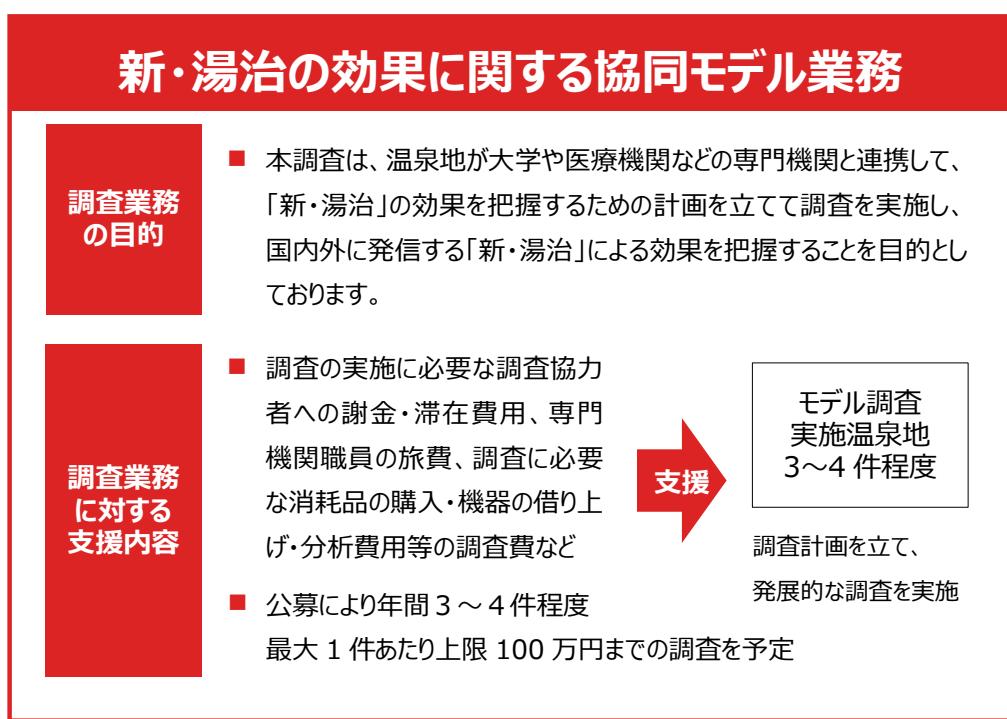
平成 29 年 7 月に「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に関する有識者会議」より、今後の温泉地活性化の取り組みを進める上での基本的な考え方である「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に向けた提言～「新・湯治-ONSEN stay」の推進～」が提示されました。提言においては、現代のライフスタイルに合った温泉の楽しみ方を「新・湯治」として提案し、その推進のために必要なことを「新・湯治推進プラン」として整理し、温泉を将来世代に引き継ぐために、温泉地や地方公共団体、環境省等のすべきことがまとめられました。

「新・湯治推進プラン」の三本柱のひとつである『「新・湯治」の効果の把握と普及、全国展開』の実現に向け、温泉地全体の療養効果等を科学的に把握することを目的として、環境省では平成 30 年度より全国統一的な調査票により温泉利用者に対して温泉利用前後の心身の変化について回答を求め、集約・分析を行う『全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクト』を実施しています。

本調査は、温泉地が大学や医療機関などの専門機関と連携して、「新・湯治」の効果を把握するための調査計画を立ててより発展的な調査を実施し、国内外に発信していく「新・湯治」による効果を把握することを目的としております。

大学や医療機関などの専門機関と連携して、「新・湯治」の効果を把握するための調査計画を立てて発展的な調査を実施する温泉地に対しては、調査の実施に必要な調査協力者への謝金・滞在費用、専門機関職員の旅費、調査に必要な消耗品の購入・機器の借り上げ・分析費用等の調査費などの一部又は全部を環境省が負担して実施します（図表 1）。なお、本事業は補助金ではありません。

なお、本公募は令和 4 年度事業の公募であり、募集・選定までを公益財団法人日本交通公社が環境省から委託を受けて担当し、契約締結は令和 4 年 4 月以降となります。なお、契約締結は、当該業務に係る令和 4 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。



図表1 本調査業務の目的と調査内容

1-2 業務内容

(1) 業務の流れ

想定する業務の流れは、下記の通りです（詳細は、図表2（5ページ）を参照）。

実施スケジュール（予定）	内容
令和4年1月7日（金）～2月11日（金）	モデル調査の募集
令和4年2月中下旬～3月中旬	モデル調査の選定
令和4年3月下旬～	申請書に基づく事業内容の調整
令和4年4月以降	契約締結
契約締結後～令和5年2月	事業の実施
令和5年3月	実施報告・支払い

①モデル調査の募集・選定

- 申請書（別添様式1）及び実施計画書（別添様式2）を作成し、提出いただきます。
- 提出された実施計画書の内容を外部有識者の意見を踏まえて審査し、モデル調査を選定します。

②申請書に基づく業務内容の調整・契約締結

- 選定された各モデル調査実施者と申請書に基づき、事業内容を調整し、4月以降に契約を締結します。なお、契約締結は、当該業務に係る令和4年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。
- 契約時の仕様書（案）を参考として、添付していますので、ご確認の上ご申請ください。

③事業の実施

- 選定された各モデル調査実施者において、契約内容に基づき調査を実施します。

④実施報告・支払い

- 調査の実施終了後、実施報告書を提出いただきます。
- 契約内容が履行されたことを確認し、契約金額をお支払いします。

(2) 募集内容

募集テーマは以下のとおり。本調査は温泉地側及び温泉地外（温泉地外の企業など）のどちらの視点からでも応募可能です。

①優先テーマ

・テレワークやワーケーションといった働き方改革に温泉地を活用する新しい取組が進んでいます。温泉地にとっても企業にとってもメリットのある取組と考えられ、そういった取組を推進していくに当たって、働き世代が「新・湯治」によってよい効果が得られることが確認できる調査テーマについて、2件までを優先テーマとして採択する予定です。

（例）都市部の企業が温泉地でテレワークを実施して、実施した人の状態の変化を把握し、分析する。

②通常テーマ

- ・①以外のテーマで「新・湯治」によってよい効果が得られることが確認できる調査テーマについて、
①と合計で4件まで採択を予定しています。

(3) 調査応募資格

- ・大学や医療機関などの専門機関又は専門機関と連携して事業を実施する者。
- ・「チーム新・湯治」のチーム員に申請日までに登録されている団体であること。なお、個人による申請は対象外です。
- ・請負契約が行える主体であること。

(4) 採択するモデル調査数及び金額

- ・合計で3～4件程度の選定、採択を予定しています。
- ・1団体から複数の案件の応募は可能ですが、採択は、原則として1団体当たり1件とします。
- ・最大1件あたり上限100万円までの調査を予定しています。

(5) モデル調査実施にかかる経費について

- ・環境省が負担する経費は以下のとおりです。

直 接 費	人件費	事業に直接従事する者的人件費。 ・本業務に従事した人件費
	諸謝金	事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費。 ・調査協力者への謝金 ・専門機関の協力者への謝金 (1日当たり17,700円を上限とする。)
	旅 費	旅費に関する以下の経費。 ・本業務に従事した者の移動に係る旅費 ・調査協力者の移動に係る旅費 ・専門機関の協力者の移動に係る旅費 (国家公務員等の旅費に関する法律に従って支払うこと)
	消耗品 費	業務に直接必要な物品の購入費。 ・取得価格が50,000円未満の物品 ・取得価格が50,000円以上の物品であって、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品(消耗実験器具等)。
	借料及 び損料	業務に直接必要な機械器具等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催に当たって必要な会場借料。
	賃金	業務に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与。
	通信運 搬費	事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料
	印刷 製本費	事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費
	雑役務 費	業務の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に必要な経費 ・事業に直接必要なデータの分析等の外注にかかる経費 ・薬品代 ※業務の性質上、一般管理費を含む雑役務費は、一般管理費の算定根拠から除くこと。

	外注費	業務に直接必要な経費のうち、請負者が直接行うことが出来ない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費原則として、直接費（人件費+業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の1/2を超える額を外注費として計上することはできません。
共同実施費	共同実施費	業務を実施するにあたって請負者とともに業務を分担する機関（共同実施者）に対して業務の一部を委託する経費。 ※共同実施費については、直接費（人件費+業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の1/2を超えて計上可能。
間接費	一般管理費	業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。 (請負者の内部規定等で定める率、合理的な方法により算出したと認められる率、または環境省が定める率（15%）を直接経費より外注費・共同実施費を除いた額に乗じて得た金額以下)
	消費税	上記計の10%

※備品費の計上は認められません。

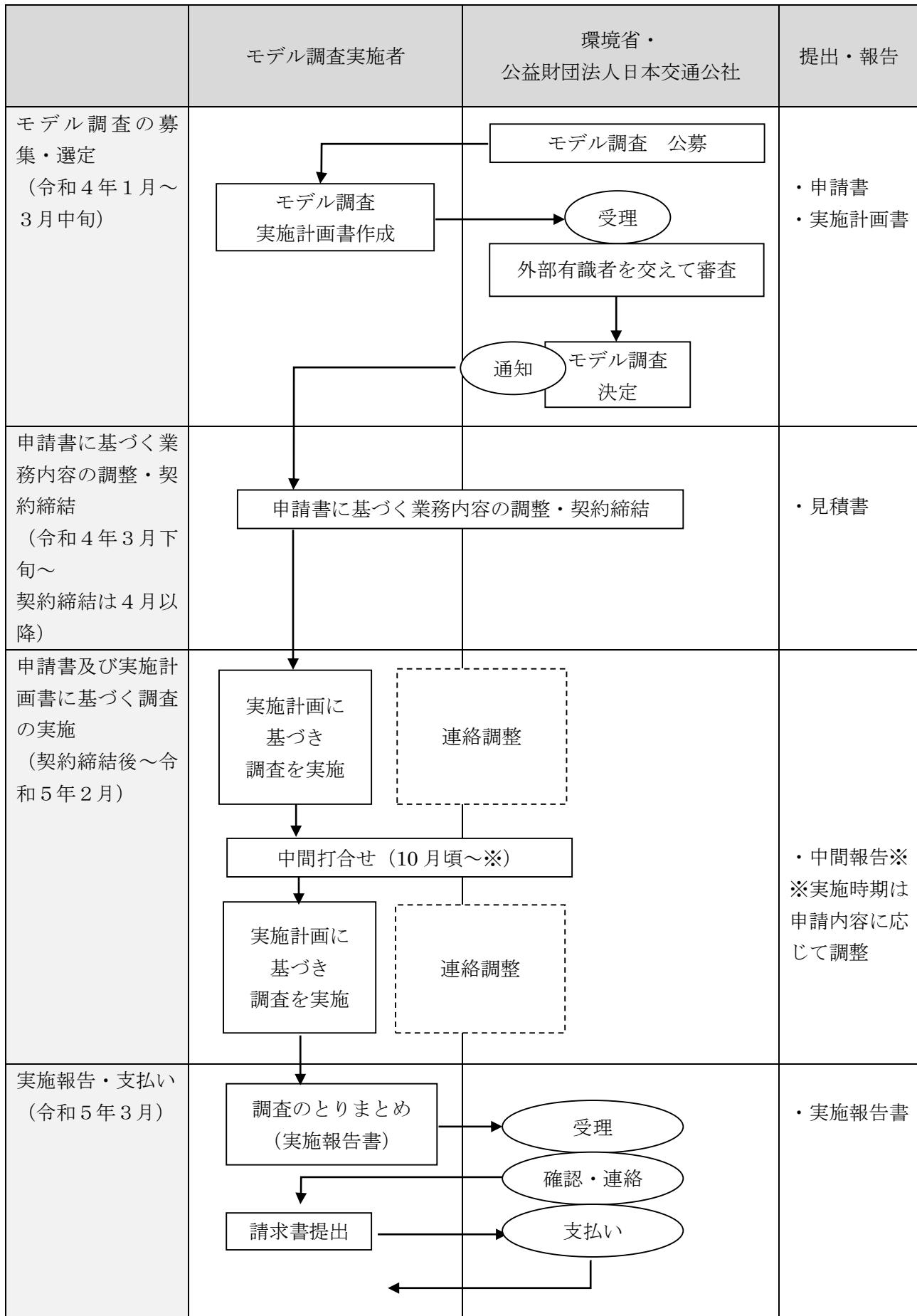
※ワーケーションの申請など、休暇部分でかかる経費（滞在費等）については、計上は認められません。

（6）業務内容の発表等について

本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしています。本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合やセミナー等で調査実施者に発表いただく場合がありますので、ご了承ください。また、環境省担当官の求めに応じて、必要な情報等を提示する必要があります。

また、上記に限らず、本業務の実施内容については、本業務の範囲外においても積極的にその成果を公表するように努めてください。ただし、公表内容について事前に環境省に必ず確認する必要があります。当該調査の内容・成果を一部でも公表・活用等する場合には、環境省への事前の報告を厳守してください。その際には、環境省「新・湯治の効果に関する協同モデル調査業務」で実施している又は実施した若しくは同環境省業務の成果を活用している等の旨を、必ず分かりやすい形でその都度明示する必要があります。

図表2 業務の流れと役割分担



2.申請方法及びモデル調査の選定について

2-1 申請方法

(1) 申請にかかる書類

- ・応募書類（申請書および実施計画書）の様式は、公益財団法人日本交通公社のホームページからダウンロードできます。

<https://www.jtb.or.jp/shintouji2022>

- ・必要事項を記入し、応募期間内に下記まで提出してください。
- ・計画書に詳細を記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、計画書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことも可能です。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。また、計画書記載事項との関係が容易に分かり難い添付資料は、添付されなかつたとみなすことがあります。

(2) 募集期間

- ・令和4年1月7日（金）～2月11日（金）12:00 必着

(3) 業務実施期間

- ・契約締結の日から～令和5年2月末まで

(4) 応募書類の提出先・問い合わせ先

- ・応募書類の提出は、下記までメールにてお願ひいたします。

【提出先・問い合わせ先】

公益財団法人日本交通公社 チーム新・湯治係 担当後藤・守屋・安谷

（令和3年度「チーム 新・湯治」運営等実施業務受託事業者）

〒107-0062東京都港区南青山2-7-29 日本交通公社ビル

TEL：03-5770-8440 FAX：03-5770-8359 E-mail : shintouji@jtb.or.jp

2-2 モデル調査の選定方法

(1) 選定方法

- ・下記の基準に基づき、総合的に審査し選定します。また、選定に当たっては必要に応じてヒアリングを行う場合があります。
- ・事業の採択に当たっては、審査委員の意見等を考慮し、計画内容・経費内容等の変更を条件として付す場合があります。

(選定基準)

- ・・応募資格を満たしていること
- ・・調査内容が本事業の趣旨と合致していること
- ・・調査内容が実現可能なものであること
- ・・調査内容に新規性・独創性があること
- ・・調査の成果が「新・湯治」の効果を国内外に発信していく上で効果的な取組であること
- ・・他の温泉地でも活用できる成果が得られること
- ・・倫理的配慮が妥当であること（文部科学省及び厚生労働省が定める「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 疫学研究に関する倫理指針」に基づく研究倫理上の手続き）
- ・・調査を確実に実施できる体制・スケジュールであること
- ・・経費内容が妥当であること

(2) 選定後の留意点

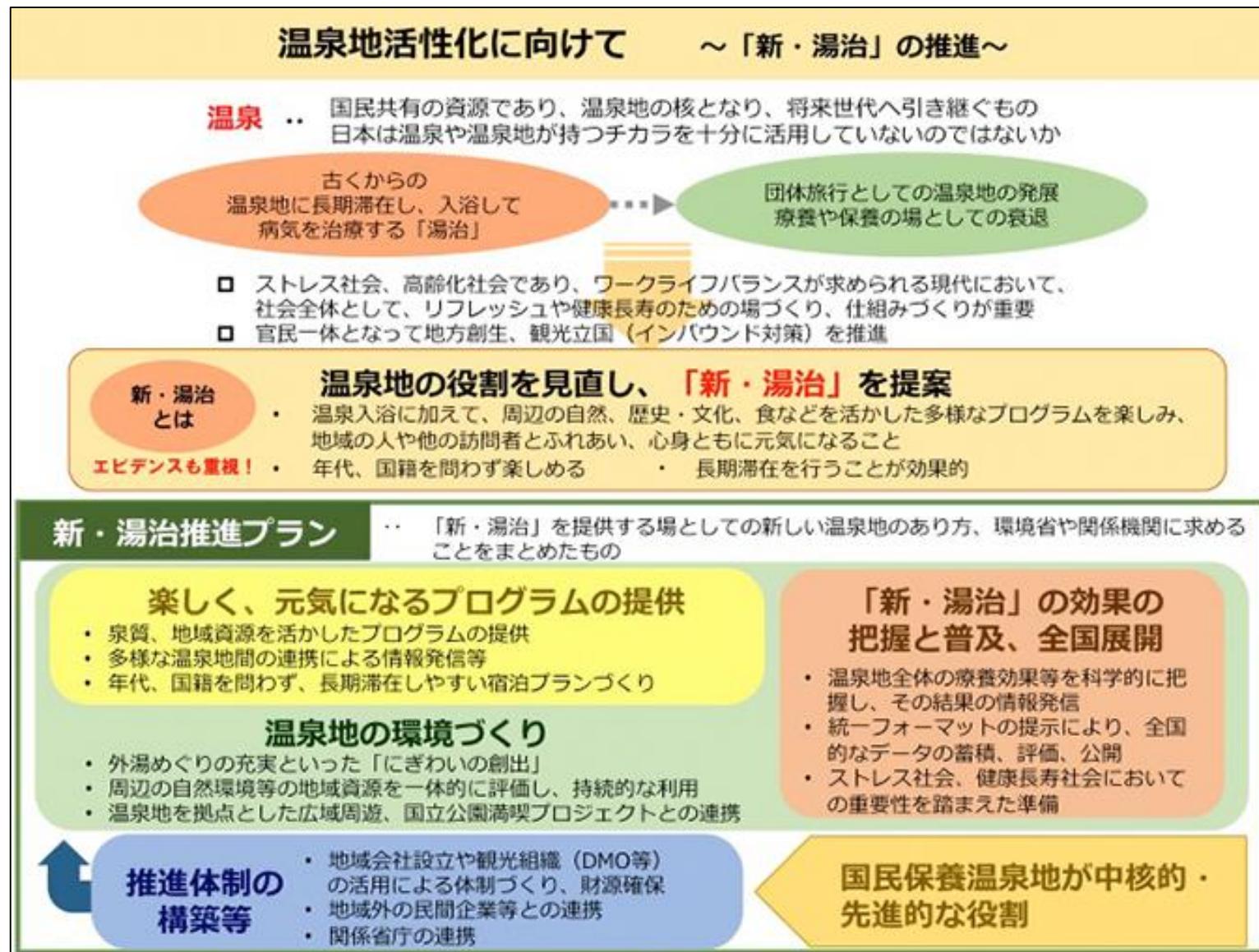
- ・各モデル実証温泉地の調査の進捗状況を確認するとともに、取組期間の過半を過ぎた時期（10月前後を想定）に、中間報告をいただきます（報告の方法は別途連絡）。
- ・取組実施後に、実施報告書（様式は別途提供）を提出していただきます。

(実施報告書の内容案)

- ・・実施した取組の内容
- ・・調査によって得られた成果
- ・・公表用概要資料
- ・・今後の課題 等

- ・取組状況については各種セミナーなどの機会に適宜報告をお願いすることがあります。

参考1：「新・湯治」の概要



参考2：令和2年度新・湯治の効果に関する協同モデル調査報告概要

新・湯治の効果に関する協同モデル調査（令和2年度調査結果） (温泉地でのテレワークによる仕事の生産性、品質への影響) 新・湯治

調査の目的・概要

新型コロナウイルス感染症が広がる中、多くの企業でテレワーク導入が進んでいる。自然環境下でのテレワークが労働者の心身の健康及び労働生産性の向上に有効というデータがあるが、温泉地でのテレワークも同様の効果が得られるか客観的な指標（自律神経モニタリング、心理テスト、労働生産性と品質）を設定し、都内のオフィスと温泉旅館でのクロスオーバー試験を用いて行った。



調査の基本情報

調査実施主体	一般社団法人日本テレワーク協会
調査温泉地	鳴子温泉郷（宮城県大崎市）
調査テーマ	温泉地でのテレワークによる仕事の生産性、品質への影響
連携専門機関	北里大学大学院医療系研究科
調査時期	令和2年9月～令和3年2月
調査協力者	都内の情報通信システム企業で働く20代 6名
その他	大崎市、株式会社Zooops Japan、鳴子ワカモノ湯治との協同により実施

考察

- 温泉地で労働生産性・品質が上がる業務としては単純作業より企画系のものが有効と考えられる
- 通常のオフィスの方が慣れや安心感により生産性が高いが、執務環境面の整備（条件）や温泉地での長期滞在で生産性があがることが考えられる

調査結果のポイント

- 睡眠状態（睡眠時間、深睡眠時間、リラックス度等）については概ね温泉地で良好
- 心理テスト(POMS2)において7尺度（怒り、緊張、活気等）やネガティブな気分状態の指標（TMD値）において若干温泉地で良好
- 労働生産性・品質（プログラムテスト、Webシステム構築）についてはほぼ同等の結果

場所	【場所（温泉地と都内オフィス）での比較】						
	プログラムテスト回答数(作業量)	プログラムテスト平均点(作業品質)	Webシステムテスト成功率%(作業品質)	温泉地	都内オフィス	温泉地	都内オフィス
平均	16.0	17.8	84.5	85.4	0.63	0.72	

回数	【実施回数（1回目と2回目）での比較】						
	プログラムテスト回答数(作業量)	プログラムテスト平均点(作業品質)	Webシステムテスト成功率%(作業品質)	1回目	2回目	1回目	2回目
平均	14.8	19	86.5	83.4	0.61	0.74	

表：場所（温泉地と都内オフィス）での比較、実施回数（1回目と2回目）での比較

新・湯治の効果に関する協同モデル調査（令和2年度調査結果） (温泉地におけるエコツアーカーの効果に関する調査) 新・湯治

調査の目的・概要

下呂市の代表的な資源である下呂温泉(日本三名泉の一つ)の利用、及び、周辺の自然環境、歴史・文化、食等を体験し地域住民等と触れ合うエコツアーカーへの参加が心身にどのような効果をもたらすのかを明らかにするため、温泉入浴客とエコツアーカー参加者の意識調査（アンケート調査）を実施し、その結果について比較・分析を行った。



調査の基本情報

調査実施主体	株式会社水明館
調査温泉地	下呂温泉（岐阜県下呂市）
調査テーマ	温泉地におけるエコツアーカーの効果に関する調査
連携専門機関	北海道大学観光学高等研究センター 文教大学国際学部国際観光学科
調査時期	令和2年9月～令和3年1月
調査協力者	下呂温泉滞在客及びエコツアーカー参加者 計521人
その他	一般社団法人下呂温泉観光協会及び株式会社未来政策研究所との協同により実施

調査結果のポイント

- 温泉利用客のうち、エコツアーカーに参加した人は参加していない人に比べて心身に対する改善効果が高く、有意差が見られる項目（睡眠、気分）もあり
- エコツアーカー参加者で9割以上が地域の自然、歴史・文化に対する理解が向上した
- エコツアーカーで満足感や充足感を得られ、8割以上のリピート意向あり

	全体			温泉利用×ツアーカー参加			温泉利用×ツアーカー不参加		
	改善 (%)	非改善 (%)	平均スコア	改善 (%)	非改善 (%)	平均スコア	改善 (%)	非改善 (%)	平均スコア
①疲れた	98.4	1.6	5.25	99.2	0.8	5.37	97.8	2.2	5.20
②疲れました	93.5	6.5	4.88	98.3	1.7	5.12	90.6	9.4	4.73
③リフレッシュできた	98.4	1.6	5.27	100.0	0.0	5.35	97.4	2.6	5.23
④良い思い出ができた	97.3	2.7	5.15	100.0	0.0	5.34	95.9	4.1	5.06

表：下呂温泉来訪時の心理的变化（単一回答）
設問②（わくわくした）、④（良い思い出ができる）において有意差あり

考察

- エコツアーカー参加による地域の自然、歴史・文化に対する理解向上が心理的な良い変化（わくわくした、良い思い出ができる）を与えたと考えられる
- エコツアーカー未経験者の参加意向を高めていくことが今度の課題

新・湯治の効果に関する協同モデル調査 (オーダーメイド型 新・湯治効果の提案)

新・湯治

調査の目的・概要

「新・湯治」の提案として、若年現役世代をターゲットとして、湯治そのものを知らない人たちに、湯治の効能を理解する場を設けるとともに、未病段階を自律神経機能測定から可視化させ、未病段階の心身改善と免疫力向上の方法として温泉浴を活用し、湯治の方法を個人に合わせたオーダーメイドとし、現代式に湯治スケジュール、スキーム提案を行った。



調査の基本情報

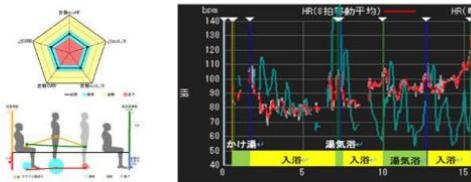
調査実施主体	薬師湯
調査温泉地	温泉津温泉薬師湯（島根県大田市）
調査テーマ	オーダーメイド型 新・湯治効果の提案
連携専門機関	島根県立大学
調査時期	令和2年8月～令和3年2月
調査協力者	日帰りモニター7人。宿泊型モニター7人。
その他	株式会社クロスウェル協力

考 察

- 温泉が自律神経機能に好影響を及ぼすことが複数の調査項目で明らかとなった。
- 自律神経機能測定ツールなどを活用し、施設型が積極的に利用者に新・湯治～オーダーメイド型の湯治スタイルを提案することが、新たな湯治文化の提唱につながる。

調査結果のポイント

- かけ湯だけでも、自律神経機能が大きく変化するなど、入浴中の動作、入浴方法、入浴前の状況により違いが見られた。
- 温泉浴後の自律神経の変化から、入浴後約1時間はゆっくり過ごすことが重要であることが明らかになった。
- 日帰り型、滞在型湯治スタイルともに、現地での説明や過ごし方の提案などで、自律神経機能の変化による効果や差が見られた。



表：湯治の効果を自律神経機能測定から見える化（「きりつ名人」による測定）

新・湯治の効果に関する協同モデル調査（令和2年度調査結果） (温泉×ワークライフバランス)

新・湯治

調査の目的・概要

都市部の成人労働者に対し、観光客の地方誘客を促す取り組みのひとつとして、働き方改革の一環で国が推進している「ワーケーション」を温泉地にて実施してもらい、温泉が健康及びメンタルヘルスへ与える効果と業務効率について、調査対象者の健康状態、入浴スタイルごとに分類し、調査した。



調査の基本情報

調査実施主体	一般社団法人加賀市観光交流機構
調査温泉地	加賀温泉郷（石川県加賀市）
調査テーマ	温泉地×ワークライフバランス
連携専門機関	金沢大学医薬保健研究域医学系環境生態医学・公衆衛生学
調査時期	令和2年9月～令和3年2月
調査協力者	都市部の成人労働者 15名
その他	—

考 察

- 温泉療法は①精神的健康度、睡眠状態の改善に効果があり、②入浴スタイルは特に軽め・普通が睡眠困難の改善、③特に生活習慣病予備軍において睡眠効率の改善に結びつくという知見を得られた

調査結果のポイント

- 温泉療法による介入がうつ病状態、睡眠状態の改善に資することが示された
- 睡眠状態の中でも睡眠の質、入眠時間の改善に特に効果的であることが示された
- 多めの入浴スタイル（1日3回以上）よりも、軽め（足湯や1日1回）ないし普通の入浴スタイル（1日2回）が睡眠困難の改善に効果的であることが示された

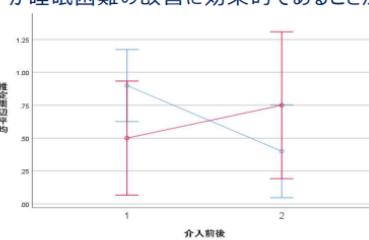


図5 介入前後の睡眠困難スコアの変化の入浴スタイルによる比較
※推定周辺平均：睡眠困難スコアの推定値であり、高いほど睡眠困難であることを示す。1：介入前、2：介入後

参考3：契約締結時の仕様書（案）

1. 件名

(申請内容によって、決定)

2. 業務の目的

平成29年7月に「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に関する有識者会議」より、今後の温泉地活性化の取り組みを進める上で基本的な考え方である「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に向けた提言～「新・湯治-ONSEN stay」の推進～」が提示された。提言においては、現代のライフスタイルに合った温泉の楽しみ方を「新・湯治」として提案し、その推進のために必要なことを「新・湯治推進プラン」として整理し、温泉を将来世代に引き継ぐために、温泉地や地方公共団体、環境省等のすべきことがまとめられた。

「新・湯治推進プラン」の三本柱のひとつである『「新・湯治」の効果の把握と普及、全国展開』の実現に向け、温泉地全体の療養効果等を科学的に把握することを目的として、環境省では平成30年度より全国統一的な調査票により温泉利用者に対して温泉利用前後の心身の変化について回答を求め、集約・分析を行う『全国「新・湯治」効果測定調査プロジェクト』を実施している。

本調査は、温泉地が大学や医療機関などの専門機関と連携して、「新・湯治」の効果を把握するための調査計画を立ててより発展的な調査を実施し、国内外に発信していく「新・湯治」による効果を把握することを目的としている。

3. 業務の内容

(申請内容によって、決定)

4. 業務履行期限

令和5年2月28日

5. 成果物

紙媒体：報告書 ○部（A4判 カラー ○頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R ○枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

- 請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。
- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
 - (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
 - (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
 - (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
 - (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
(参考) 環境省情報セキュリティポリシー
<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 会議運営を含む業務
会議運営を含む業務にあっては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。
基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

（1）Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

（2）使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft社Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

- ・プレゼンテーション資料；Microsoft社PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

- ・画像；BMP形式又はJPEG形式

（3）（2）による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

（4）以上の成果物の格納媒体はDVD-Rとする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-Rに必ずラベルにより付記すること。

（5）文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

（1）納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下のURLからダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

（2）環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト

「データカタログサイト DATA.GO.JP (<https://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。